

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待」についてお伝えします。

高齢者虐待とは

(4月号の続き)

高齢者虐待と認知症

認知症と高齢者虐待の発生に関係があることといわれています。認知症は単なる物忘れがひどくなったということとは違い、脳の病気によるものです。認知症には中核症状と認知症の行動・心理症状(以下BPSD)があります。

中核症状は記憶障害や見当識障害、判断力の低下などをいい、脳機能低下を直接反映して誰にでも共通して出現する症状です。BPSDには幻覚、妄想、興奮徘徊などがあり、これは中核症状に環境や性格などの要因が加わって誘発されます。このBPSDは介護する家族が理解できなかったり、介護の方法がわからないために、介護負担が大きいくストレスとなり、虐待の要因になりやすいと言われています。認知症の疑いがあれば、早期に専門医療機関を受診することが大切です。早期受診が早期治療につながり、認知症の進行を遅らせることができる場合があります。また、専門医療機関による確定診断に基づいた適切な介護を行うことで、認知症高齢者が穏やかに安心して暮らすことが可能となります。

○中核症状

- 最近の出来事をすっかり忘れる(記憶障害)
- 時間や季節の感覚が薄れる、近所で迷子になる(見当識障害)
- 計画を立てて実行することができなくなる(実行機能障害)
- ふたつ以上のことが重なるとうまく処理できなくなる、考えるスピードが遅くなる(理解・判断力の低下)

○認知症の行動・心理症状(BPSD)

※中核症状に環境、性格、素質、心理状態が加わって誘発

具体的な例

不安、焦燥、うつ状態、夜間せん妄、幻覚、妄想、興奮、暴力、不潔行為、徘徊 など

財産等の保護

○成年後見制度

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれます。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度な

ど本人の事情に応じて制度を選べるようになっていきます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにによって本人を保護・支援します。

○財産等の不当取引による被害の防止

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。財産等の不当取引による高齢者の被害に関するトラブルは熊本県消費生活センター(Tel 096・383・0999)にご相談ください。

お詫びと訂正

4月号ハートがたくさんの村づくりコーナーに誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

誤セルフネグレスト
正セルフネグレクト

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課